司法改革への私の直言 22

# 市民の疑問 これが裁判員裁判に対する弁護士の直言か？

死刑廃止国際条約の批准を求めるフォーラム90事務局　山本美悠

始まった裁判員裁判をどのような角度から見るか。何を見ようと書こうと人の勝手だが、発言には責任はもってもらいたい。とりわけそれなりの立場にあるお方ならなおのことだ。「司法改革への私の直言19」の小池振一郎氏は、日弁連の中枢にいて裁判員制度を推進してこられた方と聞き及ぶが、その中身は「直言20」の高山俊吉弁護士に完敗である。

「成功の鍵は裁判員が主体的に参加できるかどうか」か。なぜここに「被告人の権利を守って」という言葉が出てこないのだろう。氏は、判決後の記者会見で裁判員が「裁判官中心の議論ではなかった」と感想を述べたとして、「裁判長は裁判員が発言しやすいような環境を整えた」と「想像」し、共同記者会見は「裁判員の主体的参加が望ましいというメッセージが広く伝わった」「素晴らしい前例」と言う。しかし、私もずいぶん注意して記者会見をみたが、まったくと言ってもよいほどそんなメッセージは伝わらなかった。

プロにすれば、素人が発言しやすいような環境を整えて、すでに決まっている結論に導くなど、それほど難しいことではない。最初の裁判員裁判を裁判官中心で議論するなどという、それこそ身も蓋もなくなるようなことをやるわけもない。だが、これから裁判員裁判は大量処理段階に入る。マスメディアもさほど注目しなくなる。審理日程に追われる裁判所が「裁判員が発言しやすいような環境を整える」などとのんきなことをいつまでも言っていられまい。

重大なことは、裁判員裁判は、被告人の権利や弁護活動を不当に抑え込んでしまうものではないかという懸念だった。従って、氏が「みる」べきは、それが杞憂に過ぎなかったのか、懸念のとおりになったのかだったはずだ。だが、氏はそんなことにはおかまいなしに、ひたすら守秘義務の範囲をしぼれと言い、もっとしゃべってもよいことにしようと論じる。しかし、氏は、守秘義務が厳し過ぎ裁判員の関与の実情が記者会見では伝わらなかったとも言っていない。本当を言うと、「記者会見で裁判員の主体的参加が望ましいという素晴らしいメッセージが広く伝わった」などと思っていないということか。

量刑問題では、氏は何を言いたいのだろう。「量刑データベース」の共用化、透明化などに触れるが、「市民参加」というのは「量刑データベース」に市民が誰でもアクセスできるようになることではないだろう。「量刑データベース」をみんなが見られるようにしてほしいと言いながら、「この制度の下では従来のように量刑相場に縛られない」とも言う。最近のデータは「世論に抗しきれず」重罰化が進む中で作られたと違和感を唱えつつ、しかしその世論を背景とする素人量刑相場の危険性の指摘する訳でもない。その言説はほとんど支離滅裂に近い。

私は、始まった裁判員裁判の最大の特徴の一つは「重い量刑判断」だと考えている。実際にはそれほど重罰ではないのか、重罰ではあるがそれも市民の声だというのか、氏に展開してほしいのは正にその点だった。刑事裁判とは、事件が起きた背景事情や犯行に至った理由事情を丹念に調べて、被告人の責任を検討するものだし、刑事弁護とはそれを要求するものだろう。小池氏の説は、極論すれば「裁判員裁判では、みんながデータベースを取り囲んで、後は裁判員が多少味付けをすればよい」ということになる。だが、それが本当の刑事弁護とは私には思えない。

氏は、「今までは犯人が憎い、厳罰も、と考えたが、必死に生きている中での不幸な結果が事件になる」という裁判員の感想を引いて、刑事裁判に対する見方が変わった裁判員がいたと紹介する。裁判員裁判は厳罰裁判と決まったものでもないと言いたいようだ。だが、この裁判員の感想が出た東京地裁裁判では、裁判所は被告人の言い分をまったく取り上げず、「法廷全体が敵」（被告人の言葉）になる中で、検察官主張にほとんど全面的に従う判決を言い渡しているのだ。氏はそのことを知らないはずがない。

和歌山地裁の裁判員裁判は、無期の求刑に無期の判決だった。刑事弁護の経験が豊富な弁護士はこの裁判について、「死刑を主張した裁判員がいて、裁判官から検察官の求刑以上の判決は出せないと説得された結果、辛くも無期になった可能性がある」と解説した。実際、東京やさいたま、青森の裁判でも、裁判員はさかんに被告人を糾問し、説諭を垂れた。くり返すが、市民の「主体的参加」それ自体が大事なのではなく、「参加の中身」が問題なのだ。日常的に「この国の治安や秩序を守る」と考える市民を作り出したいという狙いは、裁判員を引き受けた数少ない市民を通して早くも現実のものとなっている。「権力化する市民」の図である。

小池氏によれば、「弁護人の活動次第で量刑が左右される傾向が出てくる」ので「弁護人の力量が問われる」ことになるのだそうな。青森地裁の弁護人は五年の懲役にしてくれと訴え、結果は一五年の懲役だった。氏の説では、これは無能な弁護活動の結果になるのだろう。しかし、実際は、弁護人の能力などはるかに超えたところで重罰が闊歩しているのに、話を力量論やスキル向上論に落とし込むことにより、制度それ自体が持つ危険な性格を隠蔽しているだけである。

裁判員制度のもとでも刑事弁護人として頑張ってみようとまじめに考えてきた少なからぬ弁護士が、始まった裁判員裁判に激しく衝撃を受け、こんなものになるとは思わなかったと独りごちている姿を私は憂う。制度が実施される前には「市民が参加することでよりよい裁判になるだろう」と言っていた知人のある新聞記者は、四件の裁判が終わったところで、「こんなものは裁判ではない。裁判員制度は廃止すべきだ」と評価を変えた。

「市民の司法参加」を言い募ってきた小池氏も、本当のところを言えば、惨憺たる現実の前に、制度推進の高らかな言葉をもはや見つけられず、断崖絶壁に立つ思いでこれを書いたのではなかろうか。気力も気迫も欠くこの一文の正しい読みとり方はそれ以外には考えられない（氏の論考には被告人を防衛・防御する弁護人としての視点がまったく感じられず、弁護士の文章とは思えなかった。「氏」とは敬するが、「弁護士」と記さなかった所以である）。

（やまもと　みゆう）